

## ストレスチェックの有用性を検証します

～全国の大学のデータの集約にご理解を～

労働者のうつ病や自殺を防止するため、ストレスの状態を確認して未病の段階で対策を講ずることができるよう、平成28年度から常時雇用される教職員に対してストレスチェックが義務づけられました。国家レベルの大きな施策ですが、その有用性はまだ確認されていません。

そこで、全国の大学の産業医が協力して、ストレスチェックがその後の在職死亡や休職とどのように関連しているのかを検証することになりました。労働安全衛生法下の労働安全衛生規則では、産業医の職務として労働者の健康障害の再発を防止するための調査を行うことになってはいますが、個々の大学では統計解析に足る例数に達しないため、全国レベルで集約して科学的な手法を用いて解析するものです。

調査の対象者は病気休職等を来した教職員とその方に性や年齢などを対応させてランダムに抽出した健常職員(両者合わせて各大学で数人～数十人程度)です。この方々の直近のストレスチェック(厚生労働省研究班が開発した『職業性ストレス簡易調査票』(57項目)および健康診断のデータ(労働安全衛生法施行規則に記載された法定項目)を氏名や職員番号など個人が特定できる部分を削除して事務局を務める京都大学に送付します。なお、調査対象とするストレスチェック等は2016～2018年度、休職等は2016～2019年度、また、データの収集期間は倫理委員会の承認日から2020年度末まで、その後の解析等を含めて研究全体の実施期間は2018年2月21日から2023年3月31日までです。

個人が特定できる部分を削除するため個々のデータが誰のものか全くわからない状態となり、対象者のプライバシーが侵害されることはなく、また「個人情報保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」ならびに「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に抵触することはありません。なお、本調査は京都大学医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会の審査を受け、京都大学および各参加大学の長の承認を受けて実施されます。

本調査は文部科学省科学研究費助成事業により実施します。利益相反については、京都大学利益相反ポリシー、京都大学利益相反マネジメント規程に従い、京都大学臨床研究利益相反審査委員会において適切に審査されています。

法定業務として行うストレスチェックの意義を科学的に検証することで、その実施根拠を明確にするとともに、結果の有効活用が進む可能性があります。ご理解をお願いいたします。

なお、各大学内で調査を行うことは法律で定められた産業医の業務ですが、全国レベルで集約して解析することは医学研究に該当すると思われるため、もし差し支えがあれば、データを全国集計に提供しないこともできます。その際は平成31年3月末日までに本学の産業医にお申し出ください。なお、本調査の主たる実施機関は京都大学で、調査全体の代表者は前・同大学総括産業医の川村孝(前・公益社団法人全国大学保健管理協会代表理事)です。



イラスト:武田浩乃

平成30年3月14日(令和3年3月14日改訂)

京都大学研究責任者

京都大学環境安全保健機構健康科学センター 小林大介

本調査に関する問合せ先:(メール)unasce@hoken.kyoto-u.ac.jp

(電話)075-753-2421

## ストレスチェックの有用性を検証します

～全国の大学のデータの集約にご理解を～

労働者のうつ病や自殺を防止するため、ストレスの状態を確認して未病の段階で対策を講ずることができるよう、平成28年度から常時雇用される教職員に対してストレスチェックが義務づけられました。国家レベルの大きな施策ですが、その有用性はまだ確認されていません。

そこで、全国の大学の産業医が協力して、ストレスチェックがその後の在職死亡や休職とどのように関連しているのかを検証することになりました。労働安全衛生法下の労働安全衛生規則では、産業医の職務として労働者の健康障害の再発を防止するための調査を行うことになってはいますが、個々の大学では統計解析に足る例数に達しないため、全国レベルで集約して科学的な手法を用いて解析するものです。

調査の対象者は病気休職等を来した教職員とその方に性や年齢などを対応させてランダムに抽出した健常職員(両者合わせて各大学で数人～数十人程度)です。この方々の直近のストレスチェック(厚生労働省研究班が開発した『職業性ストレス簡易調査票』(57項目)および健康診断のデータ(労働安全衛生法施行規則に記載された法定項目)を氏名や職員番号など個人が特定できる部分を削除して事務局を務める京都大学に送付します。なお、調査対象とするストレスチェック等は2016～2018年度、休職等は2016～2019年度、また、データの収集期間は倫理委員会の承認日から2020年度末まで、その後の解析等を含めて研究全体の実施期間は2018年2月21日から2023年3月31日までです。

個人が特定できる部分を削除するため個々のデータが誰のものか全くわからない状態となり、対象者のプライバシーが侵害されることはなく、また「個人情報保護に関する法律」「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」ならびに「人を対象とした医学系研究に関する倫理指針」に抵触することはありません。なお、本調査は京都大学医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会の審査を受け、京都大学および各参加大学の長の承認を受けて実施されます。

本調査は文部科学省科学研究費助成事業により実施します。利益相反については、京都大学利益相反ポリシー、京都大学利益相反マネジメント規程に従い、京都大学臨床研究利益相反審査委員会において適切に審査されています。

法定業務として行うストレスチェックの意義を科学的に検証することで、その実施根拠を明確にするとともに、結果の有効活用が進む可能性があります。ご理解をお願いいたします。

なお、各大学内で調査を行うことは法律で定められた産業医の業務ですが、全国レベルで集約して解析することは医学研究に該当すると思われるため、もし差し支えがあれば、データを全国集計に提供しないこともできます。その際は平成31年3月末日までに本学の産業医にお申し出ください。なお、本調査の主たる実施機関は京都大学で、調査全体の代表者は前・同大学総括産業医の川村孝(前・公益社団法人全国大学保健管理協会代表理事)です。



イラスト:武田浩乃

平成〇年〇月〇日(令和〇年〇月〇日改訂)

〇〇大学産業医 〇〇 〇〇

連絡先:(メール)xxx@xxx.ac.jp

(電話)0xx-xxx-xxxx